

松本市観光戦略策定事業支援業務 公募型プロポーザル提案説明書

1 事業趣旨

人口減少、少子高齢化など様々な要因により、市場が目まぐるしく変化している中で、先を見据えた高度で具体的な観光戦略が求められている。新型コロナウイルスの影響や旅行形態、価値観の変化を受けて、松本市全体の観光の目指すべき姿を改めて設定し、観光に携わる地域事業者、観光コンベンション協会等の全てステークホルダー間で目標達成に向け一体感を持って取り組むために戦略を策定するもの。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務概要

(1) 業務名称

松本市観光戦略策定事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「松本市観光戦略策定事業支援業務委託仕様書（案）」のとおり

4 業務委託料上限額

7,340,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 企画提案を求める内容

(1) 全体方針

ア 松本市の観光動向や世界的な旅行ニーズの変容、価値観の変化等を踏まえ、現在求められている観光戦略の在り方について考えを示すこと。

イ 計画策定までのプロセスや各過程での意義や役割を示すこと。

(2) 現状分析

ア 分析を行うデータについて、その理由・目的とともに記載すること。

イ 整合性を図る他の行政計画等を示すとともに、本事業で策定する計画との位置関係を記載すること。

(3) 計画策定のための会議運営

ア ワークショップの想定参加人数、想定参加者（業種など）、実施回数、想定議題、進行方法等の実施概要を具体的に示すこと。

イ 有識者による検討について想定参加人数、想定参加者、実施回数、想定議題、進行方法等の実施概要を具体的に示すこと。なお、想定される有識者は経歴や過去の有識者として実績、選定理由について明記すること。

ウ 有識者が松本の観光に関する知識を持った状態で意見聴取ができるようにするための工夫や取組みについて記載すること。

エ ワークショップおよび有識者による検討に関して、どのように計画策定に反映してくのかを明記すること。

(3) その他の提案

提案上限額の範囲内でワークショップや有識者による検討の他に計画策定に有効であるものがあれば提案すること。

(4) ビジョンの策定

ア 想定される記載項目を明記すること。

イ デザインやレイアウト案の方向性について記載すること。

(5) 実施体制及び遂行能力等

ア 当該業務に活かすことができる過去の類似業務の実績を示すこと。その際、策定までのプロセスや要点を簡潔に記載すること。

イ 本事業を効果的にかつ確実に実施するためのスケジュール及び執行体制を示すこと。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

(5) 国および他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始 令和5年4月 3日（月）

イ 質問書の提出期限 令和5年4月10日（月）正午まで

ウ	質問書に対する回答	令和5年4月12日（水）※
エ	参加申込書提出期限	令和5年4月14日（金）正午まで
オ	参加資格審査及び結果通知	令和5年4月18日（火）※
カ	企画提案書提出期限	令和5年5月10日（水）正午まで
キ	書面審査の結果通知	令和5年5月15日（月）※
ク	プレゼンテーション審査	令和5年5月23日（火）※

※予定が変更する場合があります。

(2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和4年度の松本市入札参加資格を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※松本市内に事業所を有する場合

キ 財務諸表（提出日から直近のもの）

ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

(3) 企画提案書の提出

下記の提出書類ア～オについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。なお、見積書の内訳書及び業務実施スケジュールについては企画提案書の中に記載すること。

ア 提案書類提出書（様式1）

イ 企画提案書（A4両面印刷80ページ以内、様式任意）

ウ 本業務に関する提案見積書（様式2）

エ 見積書内訳（様式任意）

オ 業務実施スケジュール（様式任意）

カ 業務協力予定書（共同提案を予定している場合のみ）（様式3）

(4) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

(5) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和5年4月10日（月）正午まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kankou@city.matsumoto.lg.jp

※ メールタイトルは「(団体名) 令和5年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務質問書」とする。

エ 質問への回答

令和5年4月12日（水）※予定

8 選定方法

「業務企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

(1) 評価項目及び内容

ア 技術評価（630点満点）

評価項目		評価内容	評価点
1	事業の理解度 (計245点)	松本市の観光動向に対する知見を有しており、時代に沿った観光戦略の在り方についての考え方がまとまっているか。	105
		計画策定までのプロセスが適切に設定されており、それぞれの過程で効果的な審議や検討ができる内容となっているか。	140
2	現状分析 (計35点)	分析に使用するデータが的確であり、有効な現状分析が行える内容になっているか。	35
3	計画策定のための 会議運営 (計175点)	ワークショップの開催により地域から意見を吸い上げられるような内容になっているか。	70
		松本の観光戦略策定に適した人材がバランスよく選定されているか。また有識者が本事業に適した実績を有し	35

		ているか。	
		選定された有識者が松本の観光に関する十分な知見を有しているか。または十分な知見を持った状態で意見聴取ができるような工夫がされているか。	35
		ワークショップ及び有識者による検討の実施回数が適当であり、計画へ反映できるように設計されているか。	35
4	観光ビジョンの策定 (計70点)	想定される記載項目が適切であり、デザインやレイアウトが見やすい配慮がされているか。	70
5	業務遂行能力 (計105点)	過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。	70
		事業を効果的に実施するため、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制やスケジュールとなっているか。	35

イ 価格評価 (70点満点)

評価内容	評価点
(最低提案見積額/当該提案見積額) × 70点	70

(2) 参加資格の確認及び書面審査

- ア 参加資格については、「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- イ 提案者が5社以下の場合、書面審査を省略する場合がある。なお、書面審査は、提出書類に基づき、「8(1)評価項目及び内容」に従い評価を行う。
- ウ 参加資格の確認結果及び書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) プレゼンテーション審査

- ア 書面審査を通過した企画提案者に対し、プレゼンテーション審査を実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。(オンラインによる参加者も含む)
- ウ プレゼンテーションは1企画提案者あたり約35分(提案説明20分、質疑応答15分)を想定し、個別に行う。
- エ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。
- オ 提案者が1社の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。
- カ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

キ 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど留意すること。

ク 審査は松本市内での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

(4) 委託相手方の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と委託候補業者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）

- することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 感染症流行状況を鑑み、当該事業の実施可否等について考慮しながら実施するものとし、委託期間中、感染症の緊急事態宣言などが発表される場合は業務の一部停止を行う場合が生じるので留意すること。
- (5) 審査会実施日から結果通知までに1か月程度の時間を要する場合がありますので、留意して企画を行うこと。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合があります。

14 問合せ先

担当 松本市文化観光部観光プロモーション課 市江

住所 〒390-0874 松本市大手 3-8-13 松本市役所大手事務所 5階

電話 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

メール kankou@city.matsumoto.lg.jp